

ひまわりからの メッセージ

4 5 号
2014. 12. 9
西濃園城
発達障が支援センター
ひまわり
発行人: 中野にみ子

自然の移ろいの中で



先週は堤防を走り、まるで紅い花が咲いたかのよう
な桜もみじが時雨に濡れている景色に感動し、今
週は仕事で訪れた郡上白鳥で初雪に出合いまし
た。徳富蘆花の『自然と人生』の「今日は時雨の
日なり……」に始まる一節を思い出し、移ろいゆく自
然の姿に、ふと自分を省みる時間をもらった気がし
ました。

師走に入って皆さんは、どんな思いをもたれているで
しょうか。私は今年もやり残したことが多々ありました。
「お忙しそうですね」と色々な方に言われて、「そうで

すね、どうしてもしょうか……」と応えながら、「でも、私
相談して下さった方、お一人お一人に十分にかかわってい
ると言えないんですね……」と、内面の悔いをぐっと
呑み込んでいます。今年も又、悔い多き一年を過ごそ
うとしているのだと思います。

年令を重ね、若い時とはまた違った側面で人を見
られるようになりましたし、ことばによる誤解や行きち
がいのこわさも知りました。相談を受けた時、結果的に
相談者自身が自分で決め、解決していけるようにして
いかなければいけないと肝に命じているのに、つい言い
すぎしてしまうのも、私の到らなさをさでしょう。

「年をとるということは、人として円熟していくので
なく、ますます頑固で扱いにくくなることだと悟ったよ
う」と、高校時代から尊敬していた恩師が晩年にどん
なことをおっしゃっていましたから、私もそのうちにだんだ
んとそうなっていくのでしよう。

ところで、そろそろ新年の目標を決める時期ですね。
皆さんは、どの様に考えておられますか。

来年も佳い年でありますように!!



S. E. N. S. Special Educational Needs Specialist

この半月余りの間に、研修会に二つ出ました。一つは自身の資格更新のため、一つは、サービス管理責任者の講習の助言者として……。そこで学んだことや感じたことを一部お知らせしようと思います。

「SENSとは何の略でしょうか」という試験問題をみるとにまちがえた私ですが、一応「特別支援教育士」なるものもあり、今回は更新のために大阪まで出かけました。

今回のメインは、「行政に関する最新情報」ということで、文科省初等中等教育局特別支援教育課の田中裕一氏の話と心理師の国家資格化のこと、LDの判断と指導のためのスクリーニングキットの開発のこと、そして医学に関する最新情報・DSM-5を中心にした話でした。文科省の田中氏の話の中には、とても大事なことであり、「合理的配慮」ということが何度も出てきました。

○合理的配慮の観点毎の障害種別の例示配慮（中教審初中分科会報告より）

(例)①-2-1 情報・コミュニケーション及び教材の配慮	
障害の状態等に応じた情報保障やコミュニケーションの方法について配慮するとともに、教材(ICT及び補助用具を含む)の活用について配慮する。	
視覚障害	見えにくさに応じた教材及び情報の提供を行う。(聞くことで内容が理解できる説明や資料、拡大コピー、拡大文字を用いた資料、触ることができないもの(遠くのものや動きの速いもの等)を確認できる模型や写真 等)また、視覚障害を補う視覚補助具やICTを活用した情報の保障を図る。(画面拡大や色の調整、読み上げソフトウェア 等)
聴覚障害	聞こえにくさに応じた視覚的な情報の提供を行う。(分かりやすい板書、教科書の音読箇所の位置の明示、要点を視覚的な情報で提示、身振り、簡単な手話等の使用 等)また、聞こえにくさに応じた聴覚的な情報・環境の提供を図る。(座席の位置、話者の音量調整、机・椅子の脚のノイズ軽減対策(使用済みテニスボールの利用等)、防音環境のある指導室、必要に応じてFM式補聴器等の使用 等)
知的障害	知覚覚醒の遅れに応じた分かりやすい指示や教材・教具を提供する。(文字の拡大や読み仮名の付加、話し方の工夫、文の長さの調整、具体的な用語の使用、動作化や視覚化の活用、数量等の理解を促すための絵カードや文字カード、数え棒、パソコンの活用 等)
肢体不自由	書きや計算が困難な子供に対し上肢の機能に応じた教材や機器を提供する。(書きの能力に応じたプリント、計算ドリルの学習にパソコンを使用、話し言葉が不自由な子供にはコミュニケーションを支援する機器(文字盤や音声出力型の機器等)の活用 等)
病弱	病気のため移動範囲や活動量が制限されている場合に、ICT等を活用し、間接的な体験や他の人とのコミュニケーションの機会を提供する。(友達との手紙やメールの交換、テレビ会議システム等を活用したリアルタイムのコミュニケーション、インターネット等を活用した疑似体験 等)
言語障害	発音が不明瞭な場合には、代替手段によるコミュニケーションを行う。(筆談、ICT機器の活用等)
自閉症・情緒障害	自閉症の特性を考慮し、視覚を活用した情報を提供する。(写真や図画、模型、実物等の活用)また、細かな制作等に苦手が目立つ場合が多いことから、扱いやすい道具を用意したり、補助具を効果的に利用したりする。
学習障害	読み書きに時間がかかる場合、本人の能力に合わせた情報を提供する。(文章を読みやすくするために体裁を変える、拡大文字を用いた資料、読み仮名をつける、音声やコンピュータの読み上げ、聴覚情報を併用して伝える 等)
注意欠陥多動性障害	聞き逃しや見逃し、書類の紛失等が多い場合には伝達する情報を整理して提供する。(掲示物の整理整頓・精選、目を合わせての指示、メモ等の視覚情報の活用、静かで集中できる環境づくり 等)
重複障害	(視覚障害と聴覚障害)障害の重複の状態と学習の状況に応じた適切なコミュニケーション手段を選択するとともに、必要に応じて状況説明を含めた情報提供を行う。(補聴器、弱視レンズ、拡大文字、簡単な手話の効果的な活用 等)

※障害種別に応じた「合理的配慮」は、すべての場合を網羅することはできないため、その代表的なものと考えられるものを例示しており、これ以外には提供する必要があるということではない。「合理的配慮」は、一人一人の障害の状態や教育的ニーズ等に応じて決定されるものである。

合理的配慮というのは、新しい概念ですが、以前から子どもたちに対して様々な配慮や支援は行われてきていました。今回の「合理的配慮」は、「一人一人の教育的ニーズや障がいの状態等に応じて決定されるものであって、学校と保護者、本人が可能な限り合意形成をはかった上で決定し、提供されることが望ましく、その内容を個別の教育支援計画に明記することが望ましい」とされています。その根底にあるのは、共生社会の形成ということでしょう。

前ページに、中教審の報告の一部を入れておきましたが、小さい文字を苦労して読んで下さると、文科省の考えている「合理的配慮」の一端が見えてくるのではないだろうか。それは、板書やプリントの工夫であったり、児の特性を知った上での教え方だったり、教室の環境づくりだったりするわけです。「一人の子のために、そんなことはできません」ではなく、「皆にわかりやすい授業づくり」をどのように進めていくのかということが大切になってくるということです。

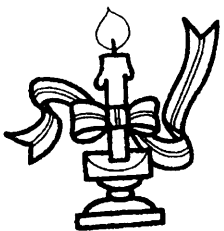
しかし、こうして書いてくると、心配になることがあ

ります。「うちの子は、障がいだから、学校は当然、さすべきだろう」という意見がとび出すことです。そして「共生社会を目ざしているのだから、どの子も地域の学校へ入れるべきだ」というのも間違いです。

学校は、どの子にも分かりやすい授業をしていくための努力はしてくれませんが、集団で学んでいくことが難しい場合も当然あります。今年度からは、就学先決定の仕組みの改正も行われ、知能指数重視の傾向から総合的判断へと変わってきています。そして、一年毎の見直しということも、子どもの発達という視点から考えれば当然のことと言えるでしょう。

ここは「学校におまかせ」ではなく、自分の子は、どのような合理的配慮も必要としているのか、それは、通常学級の中で可能なかどうか、あるいは通級かいいのか、入級した方がいいのか、将来の姿を考えながら、今どうすべきか考えていき、たいものです。

現実を見る目、そして二年先、五年先を見通す目は、子どもにかかわる人間として失いたくないですね。



DSM-5について

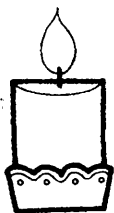
子どもたちが病院に行くと、医師は診断名をつけることになります。では、その診断名の根拠となるものは何なのでしょう？

それは、世界保健機構が出しているものと、アメリカ精神医学会が出しているものとがあり、今回、アメリカの精神医学会の診断基準が改訂されました。今まではDSM-IからIVまで一九五三年から二〇〇〇年までの約五〇年に改訂を繰り返しています。今回の改訂で大きく変わったのは、発達障がいに関するものですが、日本精神神経学会では、*Diagnostic*の訳語について「障害」を「症」とすることにしました。

しかし、今まで「障害」という用語が広く使われてきているので、当面は「症」と併記することになっています。また、行政用語では、当面は「障害」を使ってもかまわないこととし、世界保健機構の新しい分類が二〇一七年に出されるのを待って検討されることになっています。

「障がい」と言われることに抵抗感があるという人は多いので、「症」の方が受け入れやすいかもしれません。先日も、ある小学校で「この子は、特性なのですか。障がいなのですか？」と聞かれた先生がいらっしゃいましたが、本人に不都合がなければ、あえて障がいという必要はないと思うのです。

ところで、今まで広汎性発達障がい(PDD)と呼ばれていたものの一部については、今後自閉スペクトラム症(ASD)の中には含まれない場合も出てきます。コミュニケーション症群では、DSM-IVの表出性言語障害や受容表出混合性言語障害は、DSM-5では一括して「言語症」と言われるようになります。DSM-5に関しては、日本語版も発刊されたので、今後、医師から説明を受けることも多くなるかもしれません。が、診断名ばかりが一人歩きしてしまうことのないように、一人ひとりの子どもをしっかりと考えていくことが重要だと改めて思います。



貴女が選んだ

事業所は、大丈夫？



福祉施設を利用する時、どんな手順を踏むのかご存知ですか？

ひまわり学園のような児童発達支援事業所を利用する時、以前は、セルフプランという保護者の方が計画を立てれば良いという制度もあったのですが、今後は、相談支援事業所でプランを作成してもらうことから受給者証を発行してもらう、利用する事業所と契約し、支援計画を作成してもらうって利用を開始するという流れになりました。

各事業所には、サービス管理責任者が配置されて、支援のプロセスの管理や支援する職員への指導助言、関係機関との連携などを行うことになっていきます。サービス管理責任者は、児童分野では「児童発達支援管理責任者」と呼ばれていて、毎年、その

資格を得るための研修会が開かれます。

今年も多くの人が研修会に参加され、私もグループ討議の助言者の一人として参加しましたが、考えさせられることが多くありました。

(1) 計画相談について

国研修で使われた相談支援事業所の書類の余りの大雑把な書き方にびっくりさせられました。相談支援従事者の質の問題に唖然とさせられ、助言者同士、岐阜県内の相談支援従事者はどうなのだろうと心配にもなったのでした。

(2) 放課後デイサービスについて

今、すごい勢いで放課後デイサービスが増えています。その目的が何であるかご存知ですか？

〈対象児童〉

学校教育法に規定する学校（幼稚園、大学を除く）に就学している障がい児

〈事業概要〉

学校通学中の障がい児に対して、放課後や夏休み等の長期休暇中において生活能力向上のための

訓練等を継続的に提供することにより、学校教育と相まって障がい児の自立を促進するとともに、放課後等の居場所づくりを推進する。内容として

- ① 自立した日常生活を営むために必要な訓練
- ② 創作的活動、作業活動
- ③ 地域交流の機会の提供
- ④ 余暇の提供があり、そして、何よりも大切な学校との連携、協働による支援がうたわれています。

でも、実際は、単なる預りという所も多いようです。保護者の方の中には「とにかく家で大変だからみてほしい」という方もおられるでしょうが、契約する事業所の支援内容をしっかり把握しておかないと、とんでもないことになる恐れもあります。

例えば、誤学習をしてしまう自閉スペクトラム症の子を考えてみましょう。見通しをもたせ、自分の気持ちに折り合いがつけられるように学校でも家庭でも努力してきたことが、単に預って何でも好き勝手にし

ていても良いとになったら、その子はどのようなふうか？ 全ての放課後デイサービスがそうだとは思いませんが、子どもたちの発達をしっかりとえて、今何が必要なかを考え、その子のライフステージの大切な時間を責任をもって育てていくという姿勢があるのかどうか。とても不安になりました。職員にしても大学生のアルバイトや、素人のパートの人だったりというのでは、なっと心配になりませんか？

福祉は誰でも参加できる職業になり、それはそれで悪いとは思いませんが、子育ての場にふさわしい人材が配置されているのかどうか、非常に心配です。研修会で、ただ来ているだけの人も多い現状を見るにつけ、「お母さん、かしこくなって下さいよ！ 相手（施設）をよく見て、支援内容や支援者の質を見極めて契約して下さいよ！」と叫びたくなるのです。

お知らせ

一月の例会は、十三日（火）です。

